平成２７年（フ）第１２５５号
福岡市城南区東油山４丁目７番44―101号
債務者　井　　良一
1　決定年月日時　平成27年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２６５号
福岡県大野城市山田１丁目10番57号　サニーハイツ102号
債務者　高村　頌平
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２６８号
福岡市博多区博多駅前４丁目５番15―304号
債務者　井上　忠幸
1　決定年月日時　平成27年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２８４号
福岡市南区皿山４丁目１番10号
債務者　関口　由美（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２９６号
福岡市中央区平尾３丁目５番７号
債務者　澤近　敏子
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２９９号
福岡市城南区長尾５丁目21番21号
債務者　吉田　博子
1　決定年月日時　平成27年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３０１号
福岡市中央区福浜２丁目５番３―343号
債務者　寺本佳保里
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３０２号
福岡県宗像市三郎丸１丁目８番26号
債務者　井上　享子
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３０３号
福岡市南区平和２丁目16番10号
債務者　梶原　弘樹
1　決定年月日時　平成27年９月29日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３０４号
福岡市東区雁の巣２丁目38番16―104号
債務者　天神　智史
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３０５号
福岡市東区雁の巣２丁目38番16―104号
債務者　天神　文子
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３０７号
福岡市博多区博多駅南２丁目10番25―1001号
債務者　田辺正次郎
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３０８号
福岡市東区千早５丁目31番18―1213号
債務者　小出　祐樹
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３３１号
福岡市東区香椎駅東２丁目10番22号
債務者　菊地　敏幸
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３１０号
鹿児島県鹿児島市小原町12番23号（セジュール佑103号）
債務者　濵田麻衣子
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３１３号
鹿児島県鹿児島市真砂本町４番17号（第３富山ハイツＡ402号）
債務者　勅使河原けい子
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第９３号
北海道苫小牧市松風町３番14号
債務者　四日市美子
1　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部